

このような資料、
お持ちでは
ありませんか？

元総理や
国務大臣等に
関する資料

国の公文書に
類する資料

過去に国の
機関等であった
組織の文書

ご相談
ください！

独立行政法人
国立公文書館
業務課資料収集係

☎03-6684-8446(直通)

✉kizo@archives.go.jp

国立公文書館について

国立公文書館は、国の機関等から受け入れた歴史公文書等を将来にわたり確実に保存し、閲覧・展示などを通じ、広く国民の皆様の利用に供しています。

寄贈又は寄託による受入れ

歴史公文書等の散逸防止を図るとともに、国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ「場」としての役割を果たすため、寄贈又は寄託による資料の収集に取り組んでいます。

独立行政法人 国立公文書館 東京本館

〒102-0091

東京都千代田区北の丸公園3番2号

電話：03-3214-0621(代表)



閲覧室

開室日 火～土曜日

閉室日 月曜日、日曜日、年末年始(12月28日～1月4日)、祝日、
その他法令により休日に定められた日

利用時間 午前9時15分～午後5時(入室は午後4時30分まで)

展示会

開催日時・テーマについては、当館HPでご確認ください。

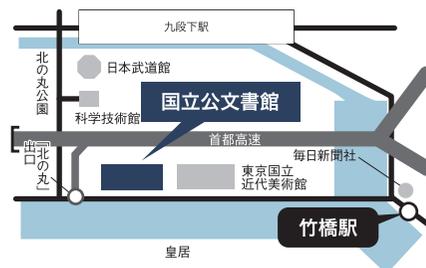
URL : <http://www.archives.go.jp/>

アクセス方法

東京メトロ東西線

竹橋駅下車

[1b出口]徒歩5分



貴重
な
歴史資料を
後世へ
国立公文書館への
寄贈又は寄託について



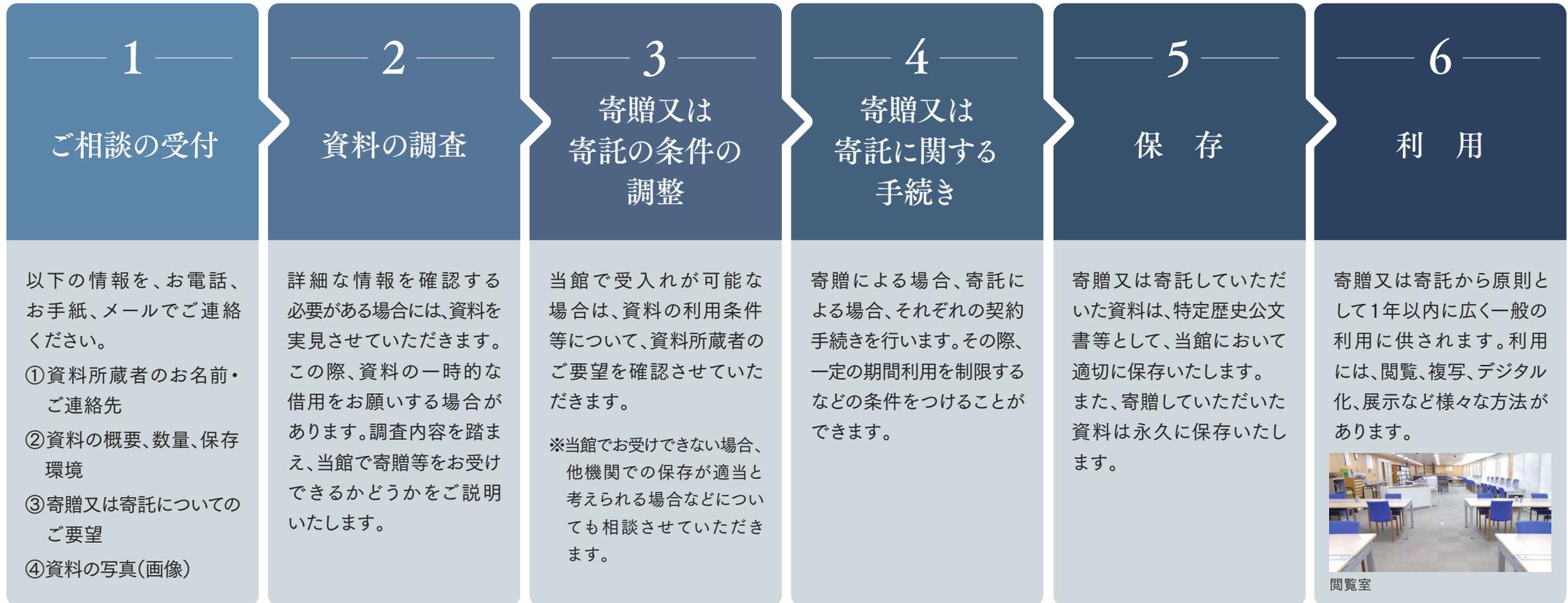
独立行政法人

国立公文書館
NATIONAL ARCHIVES OF JAPAN

記録を守る、未来に活かす。

Archives: Evidence from the Past, Beacon for the Future

ご相談受付から、寄贈又は寄託、保存及び利用までの流れ



受入基準

当館では以下の基準を踏まえて受入れを判断しています。

- (1) 国の重要な意思決定にかかわった国務大臣等の理念や行動を跡付けることができる重要な情報が記録されたもの
- (2) 館が現在保存している資料に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
- (3) 国の機関の統合、廃止又は民営化等によって歴史公文書等が継承されることがなく、散逸するおそれが極めて高いもの

【これまでに寄贈いただいた資料の例】



佐藤栄作日記
元内閣総理大臣の日記



KDDI旧蔵文書
主に通信省時代の文書

寄贈又は寄託に関するご注意

- ・当館における寄贈又は寄託、保存及び利用は「公文書等の管理に関する法律」(平成21年7月1日法律第66号)に基づいて行われます。
- ・寄託の場合は、一定期間が経過した後に、当館への寄贈へ変更することについて相談させていただきます。
- ・著作物等の確認に当たっては、ご協力をお願いすることがあります。
- ・当館でお受けできない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

寄贈又は寄託に関するお問合せの窓口

業務課資料収集係

☎03-6684-8446(直通)